

公立大学法人名古屋市立大学中期目標

目次

前文

- I 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織
- II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標
- III 業務運営の改善及び効率化に関する目標
- IV 財務内容の改善に関する目標
- V 自己点検・評価、情報の提供等に関する目標
- VI その他の業務運営に関する重要目標

前文 大学の基本的な理念 全ての市民が誇りに思う・愛着の持てる大学をめざす

今日の社会状況の変化は著しく、あらゆる分野で従来の組織・枠組みの改革・転換が迫られている。科学技術立国をめざす我が国の基盤をなす高等教育の担い手である大学にあっても、時代や社会の状況に的確に対応し、市民・社会のニーズに応え、自ら問題を提起し、解決策を提示するなど、その知的資産を広く社会に還元していく形態へと変わらなければならない。

とりわけ「公立大学法人名古屋市立大学」は、名古屋市を設立団体とし、名古屋市民によって支えられる市民のための大学であり、教育・研究の一層の推進と活性化を図ることにより、全ての市民が「誇りに思う・愛着の持てる」大学像を作り上げ、生活、環境、文化、産業等のあらゆる分野において、魅力ある地域社会づくりに貢献していく使命をもつ。

すなわち名古屋市立大学は、知の創造と継承をめざして真理を探究し、これに基づく教育を通じて社会に貢献することのできる有為な人材を育成するとともに、その成果を広く社会に還元することにより、科学・技術、芸術・文化、産業・経済の発展及び市民福祉の向上に寄与していく。また、常に社会に開かれ、市民が集い市民と共に歩む広場（A g o r a）として機能し、市民の幸せの実現、地域社会の活性化、ひいては我が国及び国際社会の発展に貢献することをめざす。

以上の基本的な理念を実現し、公立大学法人名古屋市立大学がその個性を発揮していくため、特に、次の2つの分野に関する教育・研究及び社会貢献活動に率先して取り組む。

- 1 医学、薬学、看護学という健康と福祉に関する学術分野を揃えた我が国唯一の公立の大学であることから、この特徴を活かし、医療、創薬を中心に、次世代育成や高齢者の健康づくりの支援、医療経済、ユニバーサルデザインの振興など、健康と福祉に関連する多くの学術分野を含めた全学的な取組みを推進することにより、広く「市民の健康と福祉の向上に貢献する大学」をめざす。
- 2 21世紀の社会においては、人類共通の課題である「地球環境の保全」に取り組んでいかなければならない。

名古屋市立大学は、これまで蓄積してきた様々な知的資源を活かしつつ、持続可能な社会の形成に向け、広範な環境問題の解決のため、教育・研究、社会貢献、大学運営の各活動に取り組む、「環境問題の解決に挑戦し、貢献する大学」をめざす。

I 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

第1 中期目標の期間

平成18年4月1日から平成24年3月31日までとする。なお、本中期目標の達成に向けた具体的取組みを示す中期計画及び年度計画を公立大学法人名古屋市立大学が策定するに当たっては、数値目標と実施年度の目標を定めて実施するものとする。

第2 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するために、名古屋市立大学に、別表に記載する学部及び研究科並びに附属病院及び自然科学研究教育センターを置く。

II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

第1 教育に関する目標

教育は、大学の最も重要な使命であり、あらゆる機会を通じて幅広い視野と教養、「共生」の精神、豊かな創造性を身につけた人材を育成する。また、

高度な知識と技術を身につけ、目的意識と主体性を持って、地域社会及び国際社会に貢献することができる人材を育成する。

1 教育の内容等に関する目標

(1) 入学者受入れの方針

ア 学部教育

勉学への強い意欲を持ち、十分な基礎学力を備え、人間性に優れた、将来、地域や社会で活躍できる適性を持った多様な人材を選抜する。

イ 大学院教育

基本的な専門知識と技術を持ち、高度な専門性と国内外で活躍する意欲と適性を備えた、多様な能力や経歴を有する人材を選抜する。

(2) 教育内容

ア 学部教育（教養教育）

教養教育では、社会の一員として自己のあり方を認識し、社会全体の幸福の実現に向けて貢献できるような人間形成を図ることを目標とする。そのため、総合大学としての特性を活かした全学的・学際的な教養教育体制の確立を図り、次の項目を重点的に実施する。

(ア) 人類の歴史と文化を継承すべき社会人としての教養^{かん}を涵養する。

(イ) 地球規模的な視野、総合的な判断力を養成し、今日の問題意識を涵養^{かん}する。

(ウ) 自然と共生し、生命あるものを慈しむ豊かな人間性を涵養^{かん}する。

(エ) 専門教育に円滑に進むための基礎的学力の修得を図る。

(オ) 高度情報化社会に対応できる基礎的知識の修得を図る。

(カ) 基本的コミュニケーション能力の修得を図るとともに、国際社会における相互の文化について理解を深める。

イ 学部教育（専門教育）

専門教育では、それぞれの分野で活躍し、社会に貢献しうる人材を育成することを目的として、各学部の特性に応じ、次の項目を目標として掲げ、実施する。

(ア) 学部専門教育の到達水準を明確にし、それを推進するためのカリキュラム編成を行う。

- (イ) 課題探究・解決能力を備えた創造性豊かな人材を育成する教育を推進する。
- (ウ) 学生の学習意欲に柔軟に対応するため、単位互換・課外学習・交流協定に基づく海外派遣など多様な履修体系の推進を図る。
- (エ) 英語による専門教育や国家資格等の取得を念頭においた専門教育の体系の整備・充実を図る。

ウ 大学院教育

大学院教育では、高度専門職業人の育成に努めるとともに、創造力豊かな若手研究者の育成により、高度かつ先進的な国際水準の研究レベルを有した人材を育成する。そのため、各研究科の特性に応じ、次の項目を目標として掲げ、実施する。

- (ア) 基礎的、先端的な教育・研究を行い、大学院教育の充実を図る。
- (イ) 研究科間及び大学間の連携など、学内外と広く連携することにより、学際的な大学院教育を推進する。
- (ウ) 研究活動を通じて、次代を担う若手研究者の育成を図る。
- (エ) 高度な専門性を持つ職業人を育成する。
- (オ) 社会人のより高度な学習需要への対応を図る。

(3) 成績評価

授業科目ごとの学習目標、成績評価基準等を明らかにし、達成度による公正な成績評価を行い、適切な単位認定、進級・卒業判定を行う。

2 教育の実施体制等

(1) 教育実施体制

- ア 教養教育の充実・強化を図る全学的な推進体制を整備する。
- イ 体系的カリキュラムを実施するため、学部・研究科ごとに教育責任体制を確立する。
- ウ 学内及び大学間での教育連携による単位互換を推進する。
- エ 学外の多様な人材を活用できるように、教育体制の構築を行う。

(2) 教育環境

- ア 教育施設について、学生及び教職員にとって利用しやすい環境整備に努める。

イ 高度情報化社会に対応できる人材を育成するため、情報教育の環境を整備する。

(3) 教育の質の改善のためのシステム

ア 教育に対する自己点検・評価、外部評価等を有効に活用し、教育内容や方法等の改善を図る。

イ 学生による教育評価を実施するとともに、それに基づく教員の教育内容の改善に関する取組みを体系的に実施し、教育の質の向上を図る。

3 学生への支援

(1) 学習支援

学習への意欲を増進させ、学習過程上の障害を解決できる体制を整え、るとともに、学生へのより良い情報伝達システムを構築する。

(2) 就職支援

学生の就職支援を強化し、学生の需要に的確に応えるため、支援体制と情報提供の充実を図る。

(3) 経済的支援

勉学・研究意欲を持った学生・大学院生で経済的な支援を必要とする者に対し、できる限り勉学等に専念できるよう、体系的な経済的支援に取り組む。

(4) 生活支援・健康管理

学生が利用しやすい生活相談体制や健康管理の支援体制を整備する。

(5) 留学生、社会人学生、障害者等に対する支援

ア 留学生が異なる生活環境や文化に対応できるよう、留学生に対する支援を充実させる。

イ 社会人学生に対する支援の強化を図る。

ウ 障害者等に対する教育環境の改善を図る。

第2 研究に関する目標

学術研究は、知の創造により将来を切り開く活動であり、基礎、応用、臨床等の各研究の分野において、国内外に通用する先端的な研究活動を推進する。

また、研究分野における選択と集中を図り、時代や社会の要請に対応した研究活動を推進する。

1 研究水準及び研究の成果等

- (1) 基礎的、応用的、開発的研究の各分野において、世界の水準で競争できる研究活動を推進する。
- (2) 学部・研究科を越えた横断的・学際的な共同研究を積極的に進めるとともに、国際的共同研究プロジェクトへの参加を推進する。
- (3) 研究費の重点配分等を行うことによって、市民の健康と福祉の向上や環境問題の解決に資する研究等を積極的に支援し、その成果を教育、社会福祉、環境保全、産業振興、地域振興、共生社会の実現等に還元する。

2 研究の実施体制等

(1) 研究成果の評価

研究成果の評価システムを構築し、研究費・処遇等に反映させる。

(2) 研究資金の獲得・配分

ア 研究資金の一律配分を廃し、基礎的研究費の保証と重点的配分、とりわけ研究成果の評価を反映させた配分へと転換を図る。

イ 公的研究資金や民間研究資金を積極的に獲得するための組織的な支援体制の構築を図る。

とりわけ研究教育拠点形成型の大型研究資金の獲得に全学的に取り組む。

(3) 研究体制の整備

ア 社会のニーズに対応するため、既存の研究領域の枠を越えた横断的・学際的な研究分野の開拓や企業等との共同研究を推進することができる柔軟な研究体制を構築する。

イ 学内の「研究所」機能を強化するとともに、高度研究用機器の共同利用を推進し、効率的な利用体制を確立する。

ウ 各種指針、ガイドライン等に基づいて研究が行われる体制を充実する。

(4) 知的財産の創出

名古屋市立大学の特性を踏まえた知的財産の創出・管理・活用システ

ムの強化を図る。

第3 社会貢献等に関する目標

名古屋市立大学の有する資源を活用し、「地域連携」や「産学官連携」を通じて、市民、地域社会、企業等と協働し、名古屋都市圏の抱える課題や21世紀の社会が抱える課題の解決に向けて取り組んでいく。

とりわけ「市民の健康と福祉の向上に貢献する大学」、「環境問題の解決に挑戦し、貢献する大学」として、社会貢献に積極的に取り組む。

1 市民・地域社会との連携

(1) 市民・地域社会と大学との連携を進めるため、若者から高齢者まで地域社会の幅広い人々が大学に集い、交流し、活動する広場（A g o r a）として大学の施設を提供する。

また、一般市民から専門職業人まで多様な生涯学習の要望に応じていくため、高等教育機関としての特性を活かし、生涯学習の幅広い展開を図る。

とりわけ、今後、高齢期を迎える団塊の世代を始めとして、勉学や就労について意欲の高い高齢者の社会参画や人材活用の視点を踏まえた社会貢献活動を推進する。

(2) 次世代育成、高齢者の健康づくり、発達障害、ユニバーサルデザイン、環境問題など市民や地域の課題等について、地域社会、行政、NPO等と連携した研究プロジェクトを推進する。

2 産学官連携

(1) 市民に支えられる大学として、名古屋市を始めとした名古屋都市圏の自治体、行政機関等の政策の形成や発展に積極的に関わる。

とりわけ、健康と福祉の向上や環境問題の解決等に向け、行政等との連携を進める。

(2) 初等中等教育を一層魅力あるものにするため、教育委員会等との協力関係を強化する。

(3) 産学連携を推進し、大学の持つ知的資産の企業等での活用を図り、科学技術の進展等に貢献する。

第4 国際交流に関する目標

国際感覚豊かな人材を育成するため、学生交流を推進するとともに、国際的な共同研究、支援活動を推進し、地域の国際化への寄与や国際社会への貢献を果たしていく。

第5 附属病院に関する目標

附属病院は、医学部、薬学部及び看護学部を有する名古屋市立大学の特性を活かし、地域の医療機関との連携のもとに、市民に最高水準の医療を提供していく。

- 1 名古屋都市圏の基幹病院として、名古屋市が設置する保健・医療機関との連携体制をつくりあげ、市民医療ネットワークを構築し、名古屋市の保健・医療・福祉政策の要となる。
- 2 情報の共有と公開により医療の安全性を高め、市民が安全で、安心して受けられる医療を提供する。
- 3 医師等の養成を担う中核医療機関として、優れた見識と技能を持つ人材を育成する。
- 4 医学部、薬学部及び看護学部等と連携した教育・研究を推進し、高度先進医療を始めとした先端の医療技術を開発し、提供する。
- 5 教育研究機関としての機能を追求しつつ、財務・人事管理の両面において経営感覚を発揮して、健全な経営基盤を確立する。

第6 情報システムの改善に関する目標

情報システムの改善及び管理体制の一元化を進め、教育・研究支援体制の強化、学生サービスの向上、広報の充実、大学運営の効率化を図る。

Ⅲ 業務運営の改善及び効率化に関する目標

法人化に当たり、必要なことは、大学運営に係るマネジメントシステムの抜本的改革である。教職員の意識改革を進めるとともに、運営体制について着実な改革を推進する。

第1 運営体制の改善に関する目標

理事長のリーダーシップが発揮できるよう、企画立案機能、補佐体制等を強化した運営体制を確立する。

第2 教育研究組織の見直しに関する目標

教育・研究の進展や医療の進歩等による、社会的要請に対応した教育・研究体制や診療体制の見直し、改善を行う。

第3 人事の適正化に関する目標

- 1 中長期的な人事計画を策定し、法人業務を効率的に遂行するために必要な職員体制、人員（人件費）管理を確立する。
- 2 公正で弾力的な採用方法により、大学にとって有用な人材を確保するとともに、高度な専門性を有する職員の育成を図る。
- 3 教職員が多様な活動により大学や社会に貢献し、その貢献が公正に評価される人事評価システム、服務制度を確立し、教職員のモラールアップや地域社会等への貢献をめざす。
- 4 男女共同参画推進の趣旨を踏まえ、女性教員の増加を図る。

第4 事務等の効率化・合理化に関する目標

事務組織・職員配置の再編、見直し、外部委託の活用等により、事務処理の効率化・合理化を推進する。

IV 財務内容の改善に関する目標

第1 財務にかかわる基本的考え方に関する目標

- 1 企業会計原則に基づき財務内容に透明性を持たせ、効率的な経営を行うことにより、法人の経営基盤の強化を図る。
- 2 法人の財務管理について、大学と附属病院の経営改善の成果が明確になり、それぞれの経営改善に反映できる仕組みを構築する。

第2 外部研究資金その他の自主財源の確保に関する目標

- 1 科学研究費補助金、競争的研究資金、企業からの研究資金等の外部研究資金の獲得を支援する体制を整備し、管理の集中化を図り、資金の流れの透明性を高めるとともに、受け入れた経費の有効な活用を図る。
- 2 自主的・自律的な大学運営を行うため、自主財源の安定的な確保に努める。

第3 経費の抑制に関する目標

大学の業務全般について、業務の見直しを推進し、効率的・合理的な運営

に努め、経費の抑制を図る。

第4 資産の運用管理の改善に関する目標

全学的な視点に立った適正な運用管理システムを構築し、大学の保有する土地、施設、設備、知的財産等の資産の効率的・効果的な運用を図る。

V 自己点検・評価、情報の提供等に関する目標

第1 評価の充実に関する目標

自己点検・評価の結果等を公表し、大学運営の改善に結びつけるシステム及び体制の確立を図る。

第2 広報・情報公開等の推進に関する目標

市民や社会に対する説明責任を果たすとともに、研究成果や知的財産等、大学の持つ資源を広く情報提供するため、広報体制を強化する。

VI その他の業務運営に関する重要目標

第1 施設設備の整備・活用等に関する目標

中長期的な視点に立って、計画的な施設の整備・改修を進め、附属病院を含め良好なキャンパス環境を形成する。

第2 環境配慮、安全管理等に関する目標

- 1 教職員・学生に対し、地球環境問題に関する意識の啓発を図るとともに、環境に配慮した大学運営を行い、その取組みや成果を公表する。
- 2 施設管理、学生の安全確保など全学的な安全管理体制を整備するとともに、防災対策などの危機管理体制を強化・確立する。
- 3 男女共同参画推進の趣旨を踏まえ、労働・研究環境等の整備を行う。

別表

学部	医学部 薬学部 経済学部 人文社会学部 芸術工学部 看護学部
研究科	医学研究科 薬学研究科 経済学研究科 人間文化研究科 芸術工学研究科 看護学研究科 システム自然科学研究科